「小野市生活保護・レセプト管理システム標準化対応業務」に関する質疑応答集

### No1. プロポーザル実施要領(4ページ) 9. 参加表明書の提出

### 【質問】

契約実績が確認できる書類の写しについて

- ①システム導入作業にかかる契約書で良いか (システム保守も必要でしょうか)
- ②ご契約自治体名は黒塗りでもよろしいでしょうか。

### 【回答】

- ①導入作業に係る契約書で差し支えありません。
- ②金額については黒塗りで構いませんが、自治体名については明記いただきますようお願いします。

### No2. 仕様書(6ページ) 10. 設置工事(1)

### 【質問】

「システム導入に当たり発生する既存機器の撤去」について

- ①同項の(2)に「本市が指定した場所に移動」とございますが、庁舎内の指定場所ということでよろしいでしょうか。
- ②既存機器のデータ消去は含まないという認識でよろしいでしょうか。

### 【回答】

- ①ご認識のとおりです。なお、撤去対象機器については別途協議させていた だきます。
- ②ご認識のとおりです。

### No3. 仕様書(7ページ) 14. 保守・運用(1)

### 【質問】

利用時間について

システムとしての利用時間の対応は可能と考えておりますが、ヘルプデスクの利用時間は9時~18時となります。ヘルプデスクについてはご希望の利用

時間要件を満たせませんが、その内容で提案書を作成させていただいても差し支えございませんでしょうか。

### 【回答】

差し支えございません。ヘルプデスクの対応時間については提案事業者様の 運用に当市が合わせる形とさせていただきます。

No4. プロポーザル実施要領 (8 ページ) 11. 審査 (2) (エ)審査の参加者

### 【質問】

「本業務に配置予定となっている現場代理人および主任技術者」について、 現場代理人と主任技術者の兼務も可能でしょうか。

### 【回答】

可能です。

No5. プロポーザル実施要領(4ページ) 9. 参加表明書の提出(2)提出書類

# 【質問】

「⑨【実装オプション】有償対応または対応不可項目の一覧表」につきまして、電子データの提出のみとさせて頂く事は可能でしょうか。

### 【回答】

差し支えありません。

No6. 仕様書(3ページ) 4. システム要件(2)機能概要

#### 【質問】

「ただし、システムはガバメントクラウドを利用することが望ましいが、 LGWAN-ASP などセキュアなネットワークを介するクラウドサービスによる提供であっても差し支えない。」とありますが、ガバメントクラウド以外を採用する場合においても標準仕様書の非機能要件は満たす必要があるとの認識でよろしいでしょうか。

### 【回答】

生活保護システム標準仕様書【第 1.1 版】40 ページ記載のとおりです。 なお、ガバメントクラウド以外のクラウドサービスを採用する場合は、デジタル基盤改革支援補助金の申請にあたって以下の点を疎明する資料をご準 備いただく必要がある点にご注意ください。

- 提案システムが非機能要件の標準を満たしうる環境であること。
- データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意 を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータ連携を行えること。
- 一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法 に基づくものであること。
- 当該クラウドサービスを利用するにあたり、ガバメントクラウドを利用 した場合と比較して経済的合理性があること。

また、標準準拠システムへ移行後、ガバメントクラウドと性能面・経済合理 性等について継続的にモニタリングした結果を示すための資料の作成につ いてもご協力をいただきます。

## No7. 仕様書(3ページ) 4. システム要件(2)機能概要

【質問】上記質問に関連して、ガバメントクラウド以外を採用する場合においては、そのサービスを提供するにあたって必要な回線や設備費用も本事業 (御見積)に含む必要があるとの認識でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

ガバメントクラウド以外の回線の敷設費用や設備機器等の初期費用については本事業の対象外としますが、参考として別途見積書の作成をお願いいたします。

ただし、回線利用料や機器のリース料等は本事業の審査対象となりますので、当該経費が発生する場合はプロポーザル実施要領(6ページ) 10. 見積書、企画提案書の提出(3)提出書類について(ア)見積書の記載事項に準拠して見積書を作成いただきますようお願いします。

なお、実施要領2ページ記載のとおり運用費用は提案上限額から除きます。

### No8. 仕様書(6ページ) 10. 設置工事(1)

### 【質問】

提案事業者のシステム導入にあたり、「既存機器の撤去」が必要でない場合、 小野市様で既存機器を撤去頂く事は可能でしょうか。

### 【回答】

新システムの運用に係る機器の設置にあたり、既存機器の撤去が必要なけれ ば問題ありません。

## No9. プロポーザル実施要領(2ページ) 5. 提案上限額

### 【質問】

提案上限額を設定されていますが、内訳の詳細を開示していただくことは可能でしょうか。(作業範囲等)

### 【回答】

提案上限額の内訳は非公開となっております。

### No10.

### 【質問】

レセプト管理システムについて、令和6年4月より標準仕様に対応した利用 料へ切り替わる提案となっていますが、本プロポーザルの結果によって4月 以降の更新がされないことは想定されますでしょうか。

# 【回答】

本プロポーザルの結果如何を問わず、現行システムは少なくとも令和 8 年 3 月まで継続して利用します。

# No11. プロポーザル実施要領(2ページ) 6. スケジュール

### 【質問】

新システム運用開始時期について、令和8年3月と記載がありますが、3月中の切替が必須条件となりますでしょうか。

### 【回答】

ご認識のとおりです。

### No12.

### 【質問】

本プロポーザルを踏まえてレセプト管理システムのみ現行契約が継続する ケースはないと思ってよいでしょうか。レセプト管理システムについて別事 業者のシステムとなり、弊社生活保護システムを契約している自治体様につ いては代理店として契約可能となりますが、レセプト管理システムのみの代 理店契約は対応しないことによる確認質問です。

### 【回答】

本プロポーザルでは、「生活保護システム」と「レセプト管理システム」に係る提案を個別に募集している点から、レセプト管理システムのみ現行契約が継続するケースも想定しております。

このため、貴社による代理店契約ができなくなることが想定される場合は、 大変恐縮ではございますが開発元事業者様に対し本プロポーザルへの参加 の打診をいただけますと幸いです。

## No13. 仕様書(4ページ) 4. システム要件(2)機能要件 (3)付随事項(エ)

### 【質問】

「操作における応答時間は、ユーザにストレスを感じさせないレスポンス」 と記載がありますが、指標はありますでしょうか。

### 【回答】

明確な指標はありませんが、標準的な作業ついては原則としてクリック後 2 秒以内に次画面に遷移できることを目標としてください。

### No14. 仕様書(4 ページ) 5. データ移行要件(2)

### 【質問】

「データの移行時期は令和7年分確定申告が終了した令和8年3月中の休日(土・日・祝日)に実施」と記載がありますが、休日での切替が必須でしょうか。

#### 【回答】

原則として仕様書のとおりですが、令和7年分確定申告が終了した令和8年3月中の金曜日で、17時30分~22時までの間に全ての作業が完了できるのであれば切替可能です。

# No15. 仕様書(5ページ) 7. 文字コード(1)

### 【質問】

「本市が既に実施した文字同定作業のデータを反映すること。データは契約締結後、必要に応じて当市より提供する。」と記載がありますが、小野市様に

て文字コード変換表を作成いただき、変換表をもとにベンダにて変換を行う という認識でよろしいでしょうか。

弊社が提案する国標準準拠システムは IPAmj 明朝又はデジタル庁様が作成予定のフォントのいずれかを使用する予定です。現行システムは MS 明朝を使用していると認識しており、文字コードは JIS X 0221:2020 であるため、外字の使用がなければ文字コード変換の必要は無いと考えております。小野市様にて国標準準拠システムで使用するフォントの指定はございますでしょうか。また、現行システムでの外字の使用の有無についてご教示ください。

### 【回答】

現在、本プロポーザルと同時並行で住民情報システムに係るプロポーザルを実施しており、現行住基システムを標準仕様にバージョンアップすると仮定した場合であれば、標準準拠システムで使用するのは MS 明朝となります。この場合、当市が提供する変換表による文字の変換は不要との認識ですが、国の情勢を含め流動的である点に留意してください。

また、現行システムでは外字の使用はありません。

### No16. 仕様書(7ページ) 14. 保守・運用(2)システム更新(イ)

#### 【質問】

「定期的な打ち合わせ」と記載がありますが、想定される開催頻度をご教示ください。定期的な開催が難しい場合、報告資料の送付のみでも問題ございませんでしょうか。

### 【回答】

打ち合わせについては月1回程度を想定しております。方法については対面のほか Web 会議による対応も想定しておりますが、貴社の都合に合わせご相談させていただきます。

### No17. 仕様書(8ページ) 15.教育研修(5)

#### 【質問】

「法改正・制度改正等を含む機能変更時は、該当業務に対する操作研修について、各業務担当者を対象に実施すること。」と記載がありますが、機能変更の都度、操作研修を実施することが難しい場合、修正点をまとめた資料を提供させていただくことでも問題ございませんでしょうか。

#### 【回答】

問題ございません。ただし、不明点について担当者からの電話質問があれば

対応するとともに、システムに不慣れが担当者であっても理解できるレベル の資料の提供をお願いします。

# No18.

# 【質問】

本調達仕様書においての作業手順や成果物等の記述において、弊社で各自治体共通で定める対応方針に基づく提案となります。そのため現時点仕様書と乖離している内容がありますが、代替案含めて提案書に記載することでよろしいでしょうか。

# 【回答】

問題ありません。乖離している点および代替案については企画提案書に明記 してください。